

# 足立区居宅介護支援部会規約

設立日 平成12年5月1日

## 第1章 総則

(名称)

第1条 本会は足立区居宅介護支援部会（以下「部会」という。）と称する。

(位置付け)【新設】

第2条 部会は、足立区介護サービス事業者連絡協議会（以下「協議会」という。）の専門部会に位置付けられ、本規約に定めのないことは協議会の規約に依拠する。

(所在地)【新設】

第3条 本会は東京都足立区西新井6-24-16 3階を所在地とする。

(目的)

第4条 部会は、介護支援専門員の倫理綱領を遵守し、居宅介護支援を中心とした介護サービスの質の向上を目指すとともに、利用者の多様なニーズに対応するため、介護支援専門員相互間の有機的連携を図ることを目的に設置する。

(事業)

第5条 本部会は、前条の目的を達成するため、主として次の事業を行う。

- (1) サービスの水準向上に資する各種調査研究、研修および提言
- (2) 介護支援専門員間の情報交換及び相互扶助
- (3) 介護支援専門員、関係機関及び利用者に対する啓発活動
- (4) 関係行政機関等との連絡調整
- (5) その他部会の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第6条 部会の円滑な運営を図るため、第13条に定める役職及び事務局を設置する。

2 事務局は足立区基幹地域包括支援センターに置く。

## 第2章 会員

(会員資格)

第7条 会員は部会の目的に賛同する次の者により構成する。

- (1) 正会員 足立区内に事業所を有する居宅介護支援事業所で、協議会に加入する事業所
- (2) 準会員 足立区内を業務圏域とし、居宅介護支援事業所に籍を置かない介護支援専門員

(入会)

第8条 部会の会員になろうとする者は、所定の入会申込を部会長に提出し、役員会の承認を得るものとする。

(会費)

第9条 会員は、以下に定める年会費を納入しなければならない。

- (1) 正会員 役員会において定める額とする
- (2) 準会員 2,000円

(会員の資格喪失)

第10条 会員が次の各号のひとつに該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員が部会を退会したとき
- (2) 年1回定められた期間内に継続手続を行わなかったとき
- (3) 1年以上会費を滞納したとき
- (4) 第12条により除名されたとき

(退会)

第11条 会員は、所定の退会届を部会長に提出し、任意に退会することができる。

(除名)

第12条 会員が次の各号のひとつに該当する場合は、役員会において3分の2以上の議決に基づき、除名することができる。この場合、その会員に対し、議決の前に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 部会の会員として義務に違反したとき
- (2) 部会の名誉を毀損し、または部会の設立の趣旨に反する行為をしたとき

### 第3章 役員

(役職)

第13条 部会には次の役員を置く。

- (1) 部会長
- (2) 副部会長
- (3) 会計
- (4) 監事
- (5) 役員
- (6) 地域連携担当
- (7) その他、役員会で必要とされた役職

2 部会長及び副部会長は、協議会の理事を兼任する。

(選任)

第14条 会員は互選により正会員の中から正副部会長を選任する。

2 役員は立候補のあった会員の中から役員会において選任する。

(職務)

第15条 部会長は、部会を代表し、その業務を総理する。

2 副部会長は、部会長を補佐し、部会長に事故があるとき又は部会長が欠けたときにはその職務を代行する。なお、その優先順位はあらかじめ部会長が定める。

3 会計は、部会の会計を管理する。

4 監事は、役員の業務執行及び会計を監査する。

5 役員は、部会の事業を執行する。

6 地域連携担当は、外部機関との連携業務を担当する。

(任期)

第16条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が決定するまでは、その職務を行わなければならない。

(報酬等)

第17条 役員は、無償とする。ただし以下の各会議等に出席した場合、会議費として1回につき1,000円(18時以降に区外で開催される対面会議に参加する場合は、1回につき2,000円)、公共交通機関を使用した際の交通費や駐車場代等は別途実費を支給する。なお、開催機関から謝礼等が支出される場合は除く。

- (1) 正副役員会、役員会、委員会等部会内の会議
- (2) 行政または関係機関等より居宅介護支援部会に対して委員として委嘱され参加した会議
- (3) 居宅介護支援部会役員として出席する研修会や情報交換会等
- (4) その他、部会長が必要と認める会議等

(役員会)【新設】

第18条 役員会は役員及び事務局をもって構成する。

- 2 役員会は部会長が招集して開催し、事業計画や事業の執行に関する事項等について協議する。
- 3 役員会の他、役員は必要に応じて適宜、正副部会長会、研修企画会議等を開催する。

## 第4章 守秘義務

(守秘義務)

第19条 部会員は、部会の活動により得られた成果のうち、特に秘密であると指定されたものについては秘密を保持し、第三者に開示漏洩してはならない。

- 2 部会員から提出された情報のうち、当該提供者が予め秘密であると表示して提出されたものについては、部会での利用に限定するものとし、他の部会員は当該情報を秘密として保持しなければならない。
- 3 本条の守秘義務は、部会終了後も告知となるまで有効に存続する。

## 第5章 財産及び会計

(収入)

第20条 部会収入は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 会費
- (2) 協議会交付金
- (3) 寄付金品
- (4) 財産から生じる収入
- (5) 事業に伴う収入
- (6) その他の収入

(財産の管理)

第21条 部会の財産は、部会長が管理し、その方法は役員会で決定する。

(経費の支弁)

第22条 部会の経費は、財産をもって支弁する。

(事業計画及び予算)

第23条 部会の事業計画及びこれに伴う予算に関する書類は、部会長が作成し、毎会計年度開始前に、役員会において過半数の議決を経て成立する。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第24条 部会の事業報告及び決算は、毎会計年度終了後、部会長が事業報告書、収支決算書等として作成し、監事の監査を受け、役員会において承認を得る。

(報告)

第25条 部会の事業計画・事業報告・予算・決算は、年に一度会員へ報告する。

(会計年度)

第26条 部会の会計年度は、毎年度4月1日に始まり翌年3月31日に終了する。

## 第6章 補足

(委任)

第27条 この規約に定めるもののほか、部会の運営に必要な事項は、役員会の議決をもって部長が別に定める。

附 則

この規約は平成22年4月1日から施行する。

この規約は令和4年4月1日から施行する。